

書面で申告書等を提出する皆様へ

令和7年1月から、税務署では申告書等の控えに收受日付印の押なつを行いません。
書面申告等における申告書等の提出(送付)の際は、以下をご注意ください。

- ・申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)
- ・申告書等の控えは、必要に応じてご自身で作成及び保有、提出年月日の記録・管理
 - ※金融機関や補助金の手続きにあたっては、国税当局から事前に説明が行われており、以降は收受日付印押なつの控えを求めないこととなっています。
 - ※提出の事実・提出年月日の確認が必要になる場合には、書面で提出したときでもマイナンバーカードを利用した【申告書等情報サービス】等を利用できます。

税務署窓口での国税の納付時間の変更があります

※納税証明書交付請求手数料の納付を含めて下記時間に変更されます。

令和7年4月13日まで

9時~16時



令和7年4月14日から

9時~15時

国税の納付はキャッシュレス納付ができます

【利用可能税目】

申告所得税
消費税及び地方消費税

【納付方法】

振替日に預貯金口座から自動的に引落し

【開始手続き】

振替依頼書の提出
※オンラインによる提出も可能

振替納税(口座振替)について



詳しくはこちらのQRコードをご覧ください

毎年確定申告書を提出する個人事業者の方へお勧めいたします。